募



## 農業用免税軽油に係る申請について

栃木県では、毎年1月に農業用の軽油引取税免税証を一括で交付しています。

#### ■日程

		対象地域	
受付日	受付会場	午前の部	午後の部
		$(9:00\sim11:30)$	$(13:00\sim15:30)$
1月28日(月)	市役所 304会議室	石橋全地区	石橋全地区
1月29日(火)		国分寺全地区	国分寺全地区
1月30日(水)		南河内①地区	南河内②地区
2月8日(金)	下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	共同・受委託	共同・受委託

- ※南河内地区については、下記①、②の区割りとなります。
- ①下原、西区、薬師寺一丁目~六丁目、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狹、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、衹園町
- ②本吉田北、本吉田南、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山、西坪山、衹園、緑

#### ■申請時に必要なもの

- 免税軽油使用者証
- 印鑑
- 免税軽油の引取等に係る報告 書(新規申請以外の方)
- ※納品書または領収書を添付、 写しでも可。未使用の免税証(原 本)添付
- 使用者証更新手数料420円 (新規申請及び使用者証更新の 場合)
- 耕作証明書(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)

- ※使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。
- ・機械を取得したことが確認できる書類(契約書、納品書、領収書等)または、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」を控えたメモ
- ※新規申請及び免税機械の追加 や入れ替えをされる方のみ

# ■注意事項

- ・新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- 国税及び地方税の滞納処分を

受けられた方は、処分解除の日 から2年を経過しなければ申請 できません。

- ・受付開始直後の時間帯は混雑します。
- •上記の期日に申請することができない場合は、県税事務所にお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

県税事務所軽油引取税調査担 当 **☎**0282(23)6882

耕作証明書についての問い合 わせ 農業委員会事務局

**☎**(32)8915

# 水道管等の凍結に ご注意ください

寒さが厳しくなると水道管の水が凍って出なくなったり、給水管が破裂したりする事故が起こります。特に、水道管が屋外に露出している場所や、風当たりが強く日かげにあるところや北側にある場所が凍りやすいです。露出している給水管などは、特に注意が必要です。

### 寒い時の対策

露出している水道管は、発泡 スチロール製の保温材などで、 保温しておく方法があります。

メーターボックス内の保温は、 発泡スチロール製の保温材や布 切れなどを濡れないようにビニール袋に詰めて、メーターボックスの中に入れておくと有効的です。



## 凍ってしまった場合

蛇口の場合はタオルをあてて、 その上からぬるま湯をゆっくり とかけてください。熱湯を急に かけたりすると、ヒビ割れをお こしたり破裂する場合がありま すので注意しましょう。

給水管が破裂したときは、メーターボックス内の止水栓 (バルブ)を閉めて、水道の指定 給水装置工事事業者に修理を依頼してください。アパート・マンションにお住まいの方は、建物を管理されている方にご連絡をお願いします。



■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911